



2015年2月12日 第2573回例会 週報2361号

富田林ロータリークラブ

RIテーマ「ロータリーに輝きを」

◆会長：豊岡 敬 ◆幹事：橋本竜也 ◆会報委員会：北岡 満

◆創立：1962年6月6日 ◆例会日：毎週木曜日12:30-13:30

◆例会場：富田林市民会館（富田林市粟ヶ池町2969-5）

◆事務局：富田林商工会館2階（富田林市粟ヶ池町2969-5）
（月・火・木・金10時～16時）

<Tel> 0721-26-0133 <Fax> 0721-26-0443

<E-mail> kikusui@abeam.ocn.ne.jp

<URL> <http://tondabayashi-rc.org/>



本日のプログラム

- ▶ 今週の歌；「我等の生業」
- ▶ 3分間スピーチ；坂ノ上卓也君
- ▶ 卓話；松澤政彦君

今週の歌

我等の生業

我等の生業(なりわい)さまざまなれど
集いて図(はか)る心は一つ
求むるところは平和親睦(やわらぎむつび)
力(つと)むるところは向上奉仕
おおロータリアン 我等の集い

ビジター・ゲスト歓迎の歌

Welcome to our club meeting
Welcome our many wonderful friends
今日の一時 どうぞごゆっくり

出席報告

例会日	会員数	出席者	MU	出席率
2/5	38(7)	20(3)	1	61.76%
1/29	38(7)	24(2)	0	72.73%
1/22	38(7)	21(2)	0	63.64%

()内は出席免除会員

今後の予定

- ▶ 2月13日14日(金土) PETS
- ▶ 2月14日(土) 次年度ロータリー財団資金管理セミナー
- ▶ 2月19日(木) 3分間スピーチ； 卓話；豊田圭郎君
第8回定例理事会
- ▶ 2月26日(木) 3分間スピーチ；遠藤特一君 卓話；猪阪成宏君
- ▶ 3月1日(日) 石川清掃
- ▶ 3月5日(木) 石川清掃に例会変更
- ▶ 3月7日(土) 2015-16年度 地区研修・協議会 (R財団委員会部門)
- ▶ 3月12日(木) 3分間スピーチ； 卓話；
- ▶ 3月19日(木) 3分間スピーチ； 卓話；
第9回定例理事会

委員会報告

特にありませんでした。

会長の時間…会長エレクト 藤野正勝君

ニコニコ

☺名誉会員 藤本英治様

なかなか例会に顔を出せないお詫びと、皆様によろしくお伝え下さい

☺橋本竜也君 今月もよろしく

出席率が60%を割っております 皆様、ご出席の方、よろしくお祈りします

☺柳本君 1月27日 第3子が産まれました 元気な男の子です

皆様、よろしくお祈り致します

小計 108,000 円

月例ニコニコ

☺道田君 誕生日

☺橋本健介君 奥様誕生日

☺辻君 誕生日、結婚記念日

☺坂ノ上君 奥様誕生日

☺柳本君 誕生日、奥様誕生日

☺西澤君 職業奉仕記念日

小計 40,000 円

合計 148,000 円

累計 1,510,611 円



卓話・・・田中正章君

平成 27 年 1 月 1 日以降の相続から

No,1

☆基礎控除額=3000 万円+600 万円×法定相続人の数

例 相続人が配偶者と子 2 人の場合

3000 万円+600 万円×3 人=4800 万円（基礎控除額）

*養子は 1 人まで可、民法上は何人でも可

☆配偶者の特例

配偶者の取得する財産が①16000 万円以内 ②法定相続分以内の場合相続税はかからない。

☆相続税対策のポイント=〇〇〇までに何が出来るか？

☆相続対策は 3 つある

	争族対策	納税資金対策	節税対策
目的	<ul style="list-style-type: none"> 円満な相続と遺族の幸せ 配偶者の今後の生活を守る 	<ul style="list-style-type: none"> 生前にどれくらい相続税がかかるかを把握し、相続発生までに納税資金を作る。 	<ul style="list-style-type: none"> 相続税を圧縮する
方法	<ul style="list-style-type: none"> 生前に相続の考えを相続人に伝える。 これを文書化すると遺言書になる 	「相続発生前」 <ul style="list-style-type: none"> 生命保険に加入 不動産の売却 不動産管理会社の設立など 「相続発生後」 <ul style="list-style-type: none"> 不動産の売却 自社株式の自社への売却など 	「相続発生前」 <ul style="list-style-type: none"> 生前贈与 非課税資産を購入 現預金を現物資産に替えるなど 「相続発生後」 <ul style="list-style-type: none"> 小規模宅地の特例を適用するなど

☆遺言書の作成=自分の思いを伝える。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作り方	<ul style="list-style-type: none"> 全文を遺言者が自筆で書く 日付、署名、捺印 	<ul style="list-style-type: none"> 交渉人役場に行って公証人の指示に従い作成
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 内容を誰にも知られない 作成費用がかからない 	<ul style="list-style-type: none"> 交渉人と共同で作成するため内容が無効となることがない。 紛失の恐れがない
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 要件が不備だと無効になる 紛失、隠匿のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> 作成費用がかかる 立会人がいるので内容が知られてしまう

*もめないように遺留分に注意=原則は法定相続分の 1/2 兄弟姉妹にはない

○贈与をして財産を残す⇒減らす

- ・生前贈与=1人に贈与すると税率が高くなるので、何人かに分けて贈与
1月1日～12月31日までの1年間の贈与には110万円まで贈与税がかからない。

*贈与の証拠を残す。

贈与金額1000万円の場合 直系尊属から20歳以上への贈与

	贈与税額	贈与税の負担率	
1人	177万円	17.7%	*333万円で計算
2人	48万円×2=96万円	9.6%	
3人	23.45万円×3=70万円	7.0%	
4人	14万円×4=56万円	5.6%	

注：贈与後3年以内に相続が発生したらその財産を相続財産に加算

【例】 2人の子に贈与して10年後に相続が発生するとしたら

- ・夫、妻、子2人
- ・夫の相続財産 4億円 贈与以外に増減なしで仮定
- ・法定相続人3人が法定相続分通りに相続
- ・配偶者の税額軽減の特例を活用
- ・贈与期間は10年、贈与税は子二人がそれぞれ負担する各年の税額を合計

	贈与税	相続税	合計
贈与なし	0	4610万円	4610万円
110万円	0	4341万円	4341万円
310万円	400万円	3731万円	4131万円

☆配偶者に自宅を贈与する。=2000万円までの部分には贈与税がかからない。

・要件

1. 婚姻期間が20年以上
2. 贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与された自宅に住み、その後も引き続き住む見込みであること。
3. 購入資金の贈与を受けた場合は、翌年3月15日までに住宅を取得して住み、その後も引き続き住む見込みであること。
4. 過去に同じ配偶者からの贈与について、配偶者控除を受けていないこと。

☆教育費を子や孫に贈与する。

1. 贈与契約書を作成する、
2. 預貯金に振込人の名前を残し贈与の記録を残す。
3. 通帳、印鑑、キャッシュカードなどをもらった子が管理し、自由に使える。

相続時精算課税	暦年課税
贈与税の計算は？	贈与税の計算は？
① 60 歳以上の人が 20 歳以上の子や孫に贈与するとき適用。 ② 贈与財産の価格から控除する金額は 2500 万円（累計） ③ 税率=2500 万円を超えた部分に対して一律 20%	① 誰からもらってもOK ② 贈与財産の価格から控除する金額は 110 万円（毎年） ③ 税率=多く贈与すると贈与税額も増える。子や孫の場合は低くなる場合もある。

相続時に精算 ↓

相続税の計算は？	相続税の計算は？
あげた人が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価格に相続時精算課税を適用した贈与財産の価格（贈与時の価格）を加算して相続税を計算する。 その時、既に支払った贈与税を相続税額から控除する。控除しきれない金額は還付を受ける。	あげた人が亡くなった時の相続税の計算上、原則として相続財産の価格に贈与財産を加算する必要はない。 但し、相続開始前 3 年以内に贈与を受けた財産は加算しなければならない

☆事業承継税制を使い株価を下げる。（非上場の自社株式に適用）

※事業承継税制制度適用後、納税猶予を続けるための主要件 ●必要 —不要

要件	制度適用後	
	5 年間	5 年超
平均して雇用の 8 割以上を維持すること	●	—
後継者は代表者を続ける	●	—
株式を継続保有する	●	●
税務署等に経営報告の届出をする	●（毎年）	●（3 年毎）

注) 事業承継税制は贈与だけでなく相続時に相続税に対しても利用可

☆生命保険を活用して特典を確保する。

No,4

死亡保険金にかかる税金（抜粋）

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
被相続人	被相続人	相続人	相続税（非課税枠の適用有り）
被相続人	被相続人	相続人以外	相続税（非課税枠の適用なし）
子	被相続人	子	所得税（一時所得）
子	被相続人	孫	贈与税

☆現金を不動産に組み替えて評価を下げる。

☆不動産の管理会社を設立

☆小規模宅地等の特例を活用して宅地を減額する。

小規模宅地等の特例

宅地等	適用限度面積	減額割合
①居住用	330 m ²	8割
②事業用	400 m ²	8割
③貸付事業用	200 m ²	5割

①と②は両方適用可、最大 730 m²

③は①、②の面積調整が必要

※居住用宅地等で 8 割減が適用できる要件

相続が始まる直前の状況	申告期限（10ヶ月後）での状況
被相続人の居住用	（配偶者が取得）用途は問わない。売却も可
被相続人と同居親族の居住用	（左記の同居親族が取得） 左記の同居親族が居住及び保有
被相続人の居住用	（自宅を有しない親族が取得）用途は問わない。 但し保有は継続 *他にも要件有り
被相続人と生計を一にする親族の居住用	（配偶者が取得）用途は問わない。売却も可
被相続人と生計を一にする親族の居住用	（左記の親族が取得）左記の親族が居住及び保有

☆現金がないときの納税方法を考えておく。

延納	物納
納付期限までに金銭で納付することが困難であること。	延納によっても納付が困難であること。
納税額が 10 万円を超えていること。	相続等により取得した財産であること。
担保を提供すること。	相続開始前 3 年以内に非相続人から贈与された財産で、相続税の課税価格に加算されたものであること。
納付期限までに延納申請書と関係書類を提出すること。	納税期限までに物納申請書と関係書類を提出すること。

☆2次相続も考えて遺産分割をする。